平成２９年（フ）第１８７号
岐阜市大福町７丁目８番地２（メゾンドクール　202号室）、前住所岐阜市一日市場北町９番17号
債務者　森田　豊治
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５８号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目７番１―401号
債務者　大谷　光子（旧姓志摩）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
和歌山市西浜839番地６
債務者　笹尾　賢弘
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８号
和歌山市田尻120番地　グリーンフルタカタＡ棟202号
債務者　久保　美幸
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９号
和歌山市西小二里２丁目４番60号　第一小杉マンション205
債務者　住澤　隆顕
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６３号
和歌山県岩出市曽屋419番地の２
債務者　前田　　鋭
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６４号
和歌山市島崎町１丁目26番地
債務者　前田　諄子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６８号
和歌山県紀の川市荒見613番地２
債務者　小𠮷　宏樹
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７７号
和歌山県岩出市金池185番地の３（103号）、前住所和歌山県岩出市波分213番地の32
債務者　𠮷中　　治
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７８号
和歌山県岩出市金池185番地の３（103号）、前住所和歌山県岩出市波分213番地の32
債務者　𠮷中由希子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５３１号
神戸市垂水区南多聞台１丁目９番Ｂ―315号、従前の住所神戸市西区北別府４丁目５番地の８
債務者　樫原　貴哉
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７３号
神戸市兵庫区湊町１丁目４番６―603号
債務者　森　　政俊
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８１号
神戸市北区唐櫃台４丁目17番２―406号
債務者　大西　剛史
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０１号
神戸市東灘区住吉台８番２―409号
債務者　新田恵理子こと　新田惠理子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２９号
宮崎市大字芳士985番地１　フラワーマンション花ケ島壱番館1002号
債務者　松田　知香
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７３号
茨城県龍ケ崎市7401番地１
債務者　中塚　陽子
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係